昭和9年2月 日
日本工業倶楽部殿寄贈

579-171
1200601009616

昭和五年八月
調査報告號外(5)

本邦に於ける 勞働團體の一般的狀況

日本工業倶樂部
調査課

(代
叢A
395

目次

一、勞働者數及勞働團體員數……一頁
二、勞働團體の發達狀況……三
三、主要勞働團體一覽……一七
四、本邦主要勞働組合宣言、綱領、主張……二一
五、本邦主要無產政黨綱領、政策……四一
六、無產政黨と勞働組合との關係一覽……五七

I種
W

1200601009616

本邦に於ける勞働團體の一般的狀況

一　勞働者數及勞働團體員數

昭和四年末現在に於ける我國勞働者總數は四、八七三、〇八一人にして之が內譯は次の如し

種別	男	女	計
工場勞働者	一、一四五、二五二	一、〇五七、二五二	二、二〇二、五〇四
鑛山勞働者	二二五、三二五	五二、七六八	二七八、〇九三
運輸交通通信勞働者	四四〇、七九〇	四〇、一一二	四八〇、九〇二
日傭勞働者其の他	一、五〇〇、四〇三	四一一、一七九	一、九一一、五八二
計	三、三一一、七七〇	一、五六一、三一一	四、八七三、〇八一

此の內勞働團體を組織せるものは昭和四年末に於て團體數六三〇、其の員數三三〇、九八五人（內女一一、九一六人）にして之が組織比率は六、八％なり、又比較的組合組織の可能性ある工場、鑛山、運輸交通通信方面の勞働者總數二、九六一、四九九人に比すれば一一％に當る

勞働者の勞働團體組織率を前記の勞働者の分類に依りて見るに次表の如くにして運輸交通通信

勞働者の二八%最も多く工場勞働者は七%にして之に亞ぎ鑛山勞働者は二%日傭勞働者其の他は僅に一%に過ぎず

種別	勞働者總數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
工場勞働者	二、二〇二、五〇四	一五八、〇八三	七%
鑛山勞働者	二七八、〇九三	六、一三四	二%
運輸交通通信勞働者	四八〇、九〇二	一三四、八六九	二八%
日傭勞働者其の他	一、九一一、五八二	三一、八九九	一%
計	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八%（千分の六十八）

二　勞働團體の發達狀況

次に我國勞働團體の發達狀況を見るに毎年末調査の數字は次表の如くにして大正十二年末は關東大震災の影響に因り、昭和三年末は日本共產黨の檢擧及日本勞働組合評議會等の結社禁止等に因り前年に比し幾分の減少を示し大正十三年末には國際勞働總會に於ける勞働代表選定方法が變更され勞働團體（千名以上を有する勞働團體）に推薦權を附與せられたる影響を受けたる爲か約十萬の增加を示したるも斯くの如き例外を除けば毎年二、三萬の增加を示すを普通とするものの如し、本年は團體數に於て一二九、員數に於て二二、〇八五人の增加を示せり

年次	團體數	前年末との比較	團體員數	前年末との比較
明治四十四年	約四〇		不詳	
大正七年（十二月末現在）	一〇七	增八〇	同	
大正八年（同）	一八七	同	同	
大正九年（同）	二七三	增八六	同	
大正十年（同）	三〇〇	增二七	一〇三、四一二	
大正十一年（同）	三八九	增八九	一三七、三八一	增三三、九六九

大正十二年（十二月末現在）	四三二	増 四三	減 一一、八三〇	一二五、五五一
大正十三年（同）	四六九	増 三七	増 一〇二、七二七	二二八、二七八
大正十四年（同）	四五七	減 一二	増 二五、九八四	二五四、二六二
大正十五年（昭和元年）（同）	四八八	増 三一	増 三〇、四七七	二八四、七三九
昭和二年（同）	五〇五	増 一七	増 二四、七五四	三〇九、四九三
昭和三年（同）	五〇一	減 四	減 五九三	三〇八、九〇〇
昭和四年（同）	六三〇	増 一二九	増 二二、〇八五	三三〇、九八五

備考　聯合團體（上級及中間團體を含む）聯合加盟團體、單一團體は各一團體として計上し、支部は團體數に計上せず（以下之に倣ふ）

所在府縣別

勞働團體員數を廳府縣別に見れば次表の如くにして兵庫縣最も多く東京、神奈川、大阪、廣島、福岡等之に亞ぐ、千葉、宮崎、岡山、大分、富山、沖縄、佐賀、茨城、青森、三重、新潟、鳥取、香川、福井、熊本の諸縣は五百名に達せず、山形、島根の兩縣には組織勞働者は存せざる狀態なり

左に組織勞働者五百人以上を有する府縣につき勞働團體員數の順に團體員數、團體數、勞働者數を掲ぐれば次の如し

廳府縣名	勞働團體員數	團體數	勞働者數
兵庫	八四、八六二	四七	二七一、五四六
東京	五四、九九九	一〇九	四七〇、〇〇二
神奈川	四三、三三六	四六	一三七、九五〇
大阪	四三、三二五	九七	四三五、七九三
廣島	二一、八三二	一七	一三五、四六八
福岡	一七、九四四	一九	二七一、四二一
北海道	一一、二〇八	一九	一七九、九八七
長崎	七、三一六	一二	八〇、五九一
愛知	六、五五九	三七	二六八、六四一
京都	五、四三七	二五	一六〇、九二一
栃木	五、〇四九	一〇	五三、二一七
埼玉	二、七七三	五	八八、八二八
鹿兒島	二、六七二	五	五四、一三七
山口	二、四七四	四	八八、三三三
和歌山	二、三八五	一九	九八、三一四

秋田	一、七六二	五	五九、二九八	
岐阜	一、七四七	一五	一〇六、三五二	
德島	一、四四六	一二	五九、八六八	
高知	一、二八〇	一一	七二、五四九	
靜岡	一、〇六九	八	一二五、五九二	
石川	一、〇六五	一〇	五五、七五二	
群馬	九一九	六	八〇、九六〇	
宮城	八〇四	五	五九、四四四	
福島	七六〇	八	六四、九三八	
長野	七一一	五	一六四、八七六	
山梨	六八三	五	四〇、七二一	
奈良	六六九	九	三九、五四〇	
愛媛	六一八	七	九八、三二九	
岩手	六一三	六	五一、七六九	
滋賀	五五〇	七	四五、六九二	

業態別

次に組織勞働者三三〇、九八五人を業態別に見れば次表の如くにして機械器具製造業の一〇一、四七八人（團體數六八）運輸交通業の一三二、九〇一人（團體數八〇）特に多く（之が陸上運輸及海上運輸の內譯は次表の如し）染織工業、雜工業、化學工業、瓦斯電氣工業等に於ては僅に一萬を超ゆるに過ぎず飲食物製造業、通信事業、土木事業に至りては其の數甚だ尠し

右に依りて見るに機械器具製造勞働者及海陸の運輸交通方面の組織勞働者は全組織勞働者の三分の二以上を占めつつあるが、機械器具製造業を中心とせる金屬產業勞働者は我國勞働團體の中核なりと稱せらる、又我國勞働者の最多數を占むる染織業勞働者の組織率の極めて尠きは此の方面の勞働者中には多數の年少婦人を含み之等は勞働組合運動等に比較的無關心なること主要なる理由たるべく注目に價すべし

婦人の勞働團體に組織せられたるものは一一、九一六人にして我國婦人勞働者總數一、五六一、三一一人に比し〇・七％（千人中七名）に過ぎず又組織勞働者の四％に過ぎざるが此の內染織業の四、八五五人最も多く全數の約半數を占め機械器具、化學、飲食物、雜工業、陸上運輸等の各業態に於ては僅に千名を超ゆるに過ぎず、此の組織勞働者の數より見るも婦人の勞働運動は未だ甚

だ微弱なりと謂ふべく而も最近二、三年に於ては員數漸減の傾向さえ示しつつあり

（一）

業態別	團體數	團體總數に對する%	團體員數	團體員總數に對する%
機械器具	六八	一一%	一〇一、四七六（内女一、七一九）	三一%
化學	六九	一一%	一二、〇四七（同一、八二五）	四%
染織	三五	六%	一六、八四六（同四、八五五）	五%
飲食物	一六	三%	三、二一八（同二、二一五）	一%
雜工業	一〇二	一六%	一四、六八七（同一、三四二）	四%
鑛業	一六	三%	六、一三四（同二）	二%
瓦斯電氣	一五	二%	九、八〇九（同一五八）	三%
運輸交通	八〇	一三%	一三二、九〇一（同一、一七八）	四〇%
內譯 陸上運輸	五四	九%	二五、三〇〇（同一、一七八）	八%
內譯 海上運輸	二六	四%	一〇七、六〇一（同ナシ）	三二%
通信	二	—	一、九六八（同ナシ）	—
土木建築	二二	三%	二、四七九（同ナシ）	一%
其他	二〇五	三二%	二九、四二〇（同六二二）	九%
計	六三〇	一〇〇%	三三〇、九八五（同一一、九一六）	一〇〇%

（二）

業態別	大正十五年末（昭和元年末） 團體數	團體員數	昭和二年末 團體數	團體員數	昭和三年末 團體數	團體員數	昭和四年末 團體數	團體員數
機械器具	七六	九七、〇八五	七二	九七、一八二（内女一、九九四）	六四	九七、六〇三（内女一、六四五）	六八	一〇一、四七六（内女一、七一九）
化學	四九	九、五〇六	五七	九、一一二（同一、二〇八）	五七	一〇、八八七（同一、六九）	六九	一二、〇四七（同一、八二五）
染織	二〇	一一、七〇〇	一九	一五、五五二（同七、八五七）	一八	一二、〇三二（同五、四一〇）	三五	一六、八四六（同四、八五五）
飲食物	一三	四、八八八	一三	五、二七九（同六、九九）	一三	三、九三七（同二、〇九）	一六	三、二一八（同二、二五）
雜工業	九五	一五、三九三	八六	一五、〇六一（同八、〇一）	八四	一二、六六六（同八、七五）	一〇二	一四、六八七（同一、三四二）
鑛業	八	七、九六六	一一	一一、一九八（同二）	一五	七、七三六（同一、四）	一六	六、一三四（同二）
瓦斯電氣	四	三、〇七四	一〇	八、八二五（同六）	一四	八、一五七（同七）	一五	九、八〇九（同一、五八）
運輸交通	六〇	一〇七、二二六	六一	一一六、一八六（同七〇九）	五九	一二四、四八五（同九四七）	八〇	一三二、九〇一（同一、一七八）
通信	一	六五一	一	八七一（同ナシ）	一	二、二三二（同ナシ）	二	一、九六八（同ナシ）
土木建築	三八	三、九〇四	二六	二、五六〇（同ナシ）	二二	二、八三三（同ナシ）	二二	二、四七九（同ナシ）
其の他	一二四	二三、三四六	一四九	二七、六六七（同七四八）	一五四	二六、三三二（同一、七三三）	二〇五	二九、四二〇（同六二二）
計	四八八	二八四、七三九	五〇五	三〇九、四九三（内女一三、〇二四）	五〇一	三〇八、九〇〇（内女一、二〇一）	六三〇	三三〇、九八五（同一一、九一六）

員數別

勞働團體を員數別に見るに次の如し

員數別	團體數（單一團體と各聯合團體とを併行して計上）		團體數（單一團體と上級聯合團體とを計上）	
十人未滿	二五	四%	二〇	五%
五十人未滿	一三四	二一%	九八	二七%
百人未滿	一二四	二〇%	八三	二三%
三百人未滿	一五九	二五%	八五	二三%
五百人未滿	五二	八%	二五	七%
千人未滿	五三	九%	二二	六%
三千人未滿	四六	七%	一九	五%
五千人未滿	一一	二%	三	一%
一萬人未滿	一五	三%	七	二%
三萬人未滿	八	一%	三	一%
五萬人未滿	二	—	一	—
五萬人以上	一	—	一	—
計	六三〇	一〇〇%	三六七	一〇〇%

單一聯合別

次に勞働團體數六三〇を其の組織の範圍より見れば全國的組織のもの一七、地方的組織のもの六一三なるが單一團體なりや聯合團體なりやに就きて見るに次表の如し

（一）

種別	團體數		團體員數		總數に對する%
單一團體	三四八		一七八、六八一		五四%
聯合團體（聯合加盟團體）	五四（二一二八）		一五二、三〇四		四六%
計	六三〇		三三〇、九八五		一〇〇%

（二）

單一聯合別	大正十五年末（昭和元年末）		昭和二年末		昭和三年末		昭和四年末	
	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數
單一團體	二二六	一一八、八九四	二二一	一五〇、〇一一	二九二	一六四、八四二	三四八	一七八、六八一
聯合團體（聯合加盟團體）	五二（二一〇）	一六五、八四五	四九（二三五）	一五九、四八二	四一（一六八）	一四四、〇五八	五四（二一二八）	一五二、三〇四
計	四八八	二八四、七三九	五〇五	三〇九、四九三	五〇一	三〇八、九〇〇	六三〇	三三〇、九八五

單一團體と聯合加盟團體とは其の團體數に於ては相當の隔りあるも其の員數に於ては單一團體は一七八、六八一人（五四%）、聯合加盟團體は一五二、三〇四人（四六%）にして其の間大差なし、

即ち勞働團體員の約半數は聯合團體に加盟するものなり、我國に於て有力なる團體中日本海員組合、海員協會等を除きたる他の多くは聯合組織にして我國勞働運動は聯合團體の運動を中心として行はれつつあるものの如し

職業産業別

勞働團體を職業別産業別に見れば次の如し

(一)

種別	團體數	團體總數に對する%	團體員數	團體員總數に對する%
職業別	一五三	二四%	二五、六三三	八%
産業別	二八三	四五%	二七六、八一七	八四%
一般勞働者	一九四	三一%	二八、五三五	八%
計	六三〇	一〇〇%	三三〇、九八五	一〇〇%

(二)

	大正十五年末(昭和元年末)		昭和二年末		昭和三年末		昭和四年末	
	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數
職業別	一三七	二七、八四二	一七五	二六、八四四	一五六	二五、八〇一	一五三	二五、六三三
産業別	二一五	二二八、四一五	一九五	二六〇、〇九五	二〇二	二五一、〇五二	二八三	二七六、八一七
一般勞働者	一三六	二八、四八二	一三五	二二、五五四	一四三	三二、〇四七	一九四	二八、五三五
計	四八八	二八四、七三九	五〇五	三〇九、四九三	五〇一	三〇八、九〇〇	六三〇	三三〇、九八五

職業別組合とは同一又は類似の職業に從事する勞働者のみを以て組織する團體なり、我國に於ては多くは家内工業又は單純なる小工業等に從事するもののみを以て組織するものにして團體數に於ては一五三を數へ全體の二四%の相當數を占むるも其の員數は僅に八%に過ぎず、此の種組合中には商船會社所屬司厨部員約二、二〇〇名を以て組織する商船同志會の如き相當有力なる組合なきに非ざるも大部分は勢力微弱なる地方的小組合にして近年益々減少の傾向あり

産業別組合は職業の異同を問はず同一産業(一工場の場合多し)又は類似産業に從事する勞働者を以て組織するものなるが此の種團體は二八三にして團體總數の四五%なるも其の員數は總員數の八四%を占む、此の種團體は我國勞働團體の最も普通の組織形態にして員數も多く日本海員組合、海軍勞働組合聯盟、日本交通勞働總聯盟及其の加盟團體、武相勞働聯盟、海員協會、共同研究會等の如き有力なる組合は此の種の形態を採るものなり、日本勞働總同盟、日本勞働組合同盟の如き一般勞働者を以て組織する聯合團體に於ても其の加盟團體を金屬、化學、紡織、印刷出版、運輸交通、瓦斯電氣、土木等の各産業別に整理せんとするの機運にあり、産業別團體は勞働團體

の最も勝れたる組織形態として逐年增加の狀況にあり、現狀に於ては海上運輸勞働者が殆ど唯一の日本海員組合に結成され一大產業別組合を組織せる外は金屬產業、紡織產業等の方面に稍其の整理の進展せるものあるのみ

一般勞働者組合と稱するは右の兩者に依らざるものにして勞働者の職業又は產業の如何を問はず主として地域的に組織せらるるものなり、地名を冠し合同勞働組合、一般勞働組合と稱せらるるものは此の種團體なるが我國勞働團體の發生當初は此の形式に依るもの多し、一般勞働者の組織する團體數は一九四にして全數の三一%に當るも此の中には日本勞働總同盟、日本勞働組合總聯合、勞働組合全國同盟、官業勞働總同盟の如き有力なる團體（及其の下級聯合同盟體）を含む、但し之等を除きたる爾餘の單獨團體中には有力なる團體は稀にして員數の方面より見るも二八、五三五人にして全員數の八%に過ぎず

企業別

次に勞働團體を企業別と然らざるものとに就きて見れば次の如し

（一）

企業別	團體數	團體總數に對する%	團體員數	團體員總數に對する%
一企業	一〇一	一六%	一二八、一三二	三九%
然らざるもの	五二九	八四%	二〇二、八五三	六一%
計	六三〇	一〇〇%	三三〇、九八五	一〇〇%

（二）

企業別	大正十五年末（昭和元年末）		昭和二年末		昭和三年末		昭和四年末	
	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數	團體數	團體員數
一企業	八五	一一六、六六三	七七	一〇八、三〇二	八八	一二一、一九七	一〇一	一二八、一三二
然らざるもの	四〇三	一六八、〇七六	四二八	二〇一、一九一	四一三	一八七、七〇三	五二九	二〇二、八五三
計	四八八	二八四、七三九	五〇五	三〇九、四九三	五〇一	三〇八、九〇〇	六三〇	三三〇、九八五

企業別組織團體中には一工場を單位として組織せるもの大多數を占むるも一企業に屬する數箇の工場に亘りて組織せられたるものあり、此の種團體には海軍勞働組合聯盟、官業勞働總同盟の加盟團體、全日本鐵道從業員組合、東京、横濱、大阪、神戸等の各市電從業員組合若は日本勞働總同盟加盟の遞友同志會の如き官營事業又は公營事業方面に多く又民間方面に之が例を求むれば東京瓦斯工組合、日本勞働總同盟加盟の製鋼勞働組合、セメント勞働組合等主なるものなり、企業別勞働組合は產業別勞働組合と一致するもの多く大體產業別組合の一形態と見るを得べきか

三　主要勞働團體一覽

我國に於ける主要なる勞働團體を擧ぐれば次の如し

聯合組織體……配列は組合員數の順序に據る……

（昭和四年末現在）

名稱	本部所在地	創立年月日	組合員概數	産業、職業、一般勞働者の別	備考
海軍勞働組合聯盟	廣島	大正十三年三月二十二日	四二、九四二	産業	各海軍工廠職工を以て組織す
全國勞働組合同盟	東京	昭和五年六月一日	四二、〇〇〇	一般	本年六月一日日本勞働組合同盟と勞働組合全國同盟其の他一部の勞働組合とが合同して組織す
日本勞働總同盟	東京	大正元年八月一日	三七、六一一	一般	各種産業勞働者を以て組織す、我國勞働運動の一中心をなす
日本交通勞働總聯盟	東京	大正五年六月二十七日	一八、一〇〇	産業	東京、大阪、横濱、神戸等の各市電從業員組合を以て組織す
官業勞働總同盟	大阪	大正十三年三月二日	一四、〇〇二	一般	陸軍造兵廠其の他官業勞働者を主體として組織す
武相勞働聯盟	神奈川	大正十四年五月二十日	九、六六九	産業	横濱、浦賀、石川島等の各造船所勞働者を以て組織す
日本勞働組合全國協議會	東京	昭和三年（正式に發會式を擧げず）	七、九〇〇	一般	各種勞働者を以て組織す、舊日本勞働組合評議會の後身なりとせらる
日本勞働組合總聯合	東京	大正十五年一月十七日	七、一〇〇	一般	各種産業勞働者を以て組織す
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	栃木	大正十四年一月二十一日	三、四九六	産業	足尾銅山勞働者を以て組織す
日本窯業勞働總同盟	愛知	昭和二年五月二十五日	一、八五一	産業	愛知、岐阜縣下に於ける製陶業關係勞働者を以て組織す

名稱	本部所在地	創立年月日	組合員概數	産業、職業、一般勞働者の別	備考
全國勞働組合自由聯合會	東京	大正十五年六月三十日	一、〇〇〇	一般	各種産業勞働者を以て組織す、曩に我國勞働運動の一中心をなしたることあるも現在勢力振はず
全産業勞働組合全國會議	東京	昭和四年七月二十一日	九〇〇	一般	各種産業勞働者を以て組織す

單一組織體……配列は組合員數の順序に據る……

名稱	本部所在地	創立年月日	組合員概數	産業、職業、一般勞働者の別	備考
日本海員組合	兵庫	大正七年五月十日	八二、〇〇〇	産業	普通船員を以て組織す
海員協會	兵庫	明治四十年三月六日	一一、〇八七	産業	高級船員を以て組織す
共同研究會	福岡	大正九年六月二十日	六、六九六	産業	八幡製鐵所從業員を以て組織す
純向上會	大阪	大正十一年十一月二十六日	六、〇〇〇	産業	大阪砲兵工廠從業員を中心として組織す
東京瓦斯工組合	東京	大正八年七月一日	三、四六〇	産業	東京瓦斯株式會社從業員を以て組織す
東京モスリン吾嬬工場從業員組合	東京	昭和三年八月十一日	二、三〇〇	産業	東京モスリン吾嬬工場從業員を以て組織す
商船同志會	兵庫	大正八年一月二日	二、一〇〇	職業	大阪商船會社關係司厨部員を以て組織す
大阪市電愛友會	大阪	大正十三年六月十日	一、九〇一	産業	大阪市電工夫電氣職工等を以て組織す
日本漁業勞働者組合	北海道	昭和四年四月十五日	一、八三五	産業	北海道及秋田縣下漁業勞働者を以て組織す
東京市從業員組合	東京	大正十三年五月二十日	一、五〇〇	一般	東京市の衛生、道路從業員を以て組織す
横濱港仲仕共濟會	神奈川	大正九年四月九日	一、五〇〇	職業	横濱港仲仕を以て組織す
横濱市從業員組合	神奈川	昭和三年七月二日	一、三〇〇	産業	横濱市の土木、衛生從業員を以て組織す
東電從業員組合	東京	昭和二年十一月十一日	一、二〇〇	産業	東京電燈株式會社從業員を以て組織す
ダンロップ護謨工組合	兵庫	大正十年八月二十日	一、一〇〇	産業	ダンロップ會社從業員を以て組織す
大阪電氣從業員組合	大阪	大正九年三月二十一日	一、一〇〇	産業	大阪電燈株式會社從業員を以て組織す
大日本美術友禪工組合	大阪	大正八年十一月十五日	一、〇七二	産業	大阪府下友禪染職工を以て組織す

四　本邦主要勞働組合宣言、綱領、主張

(1)　日本勞働總同盟

宣　言（十三年大會）

今や我國勞働運動は最も重要なる轉換期に立つて居る。吾等が大正十三年大會に於て茲に本宣言を發するは獨り日本勞働總同盟の運動のみならず、廣く我が國勞働運動史上に於て特に重要なる意義を帶ぶるものであることを確信する。

抑も無產階級運動勞働運動はその對象たる資本主義の發展段階とその階段を示す狀態及び味方の勢力の變動に應じて絕えず戰術を變更して行かねばならぬ。

歐洲大戰によりて打開かれた社會不安の暗影は資本主義社會の內部的矛盾を益々增大せしめて、之を崩壞の危機に近づかしめ、それと同時に無產階級運動の飛躍的進展を見るに至つた。一方に於て支配階級は必死の勇を揮つて現制度の維持に努力し無產階級に對して假借なき彈壓の刄を揮ひつゝある。

翻つて歐洲大戰後の我國勞働運動を見るに無產階級勃興の世界的機運に刺戟せられて我國の勞

働運動は非常なる意氣と白熱的奮鬪とを以て階級鬪爭に參加して來た。これに依つて我國勞働階級の戰鬪分子は勞働階級解放の目的と使命とを充分に自覺するに至り幾多の試練を經て漸く戰鬪的勞働組合の基礎を確立することを得たのである。

元來我國の資本主義は順調なる發達を遂げざる間に世界の激烈なる帝國主義的形勢に壓迫された結果、早熟のまゝに資本主義發達の最後の階段たる帝國主義の形態を執るに至つた。故に我國の資本主義は自由主義を經ずして、直ちに軍國主義化し從つて專制的色彩を多分に帶び無產階級運動の自由を抑壓する幾多の障碍を橫へて居るのである。

その上に將に高潮に達して居る世界的階級鬪爭の機運は歐洲大戰後漸くにして自覺せる我國無產階級の少數分子をしてその思想的水準を急激に高めしめたが、一方に於て勞働組合の無產階級解放運動に於ける使命と職分とを認識することを得なかつた。斯くの如き形勢は必然的に無產階級運動の大衆化を困難ならしめ理想に燃ゆる少數者の運動も動もすれば潔癖と生硬に傾かしむるに至つた。

我等は過去に於ける勞働運動の過程は必然的に我國資本主義の變則的發展に應じたるものなることを斷言する。けれ共若し我等が今後猶依然として舊來の態度を持續するならばそれこそ大なる誤であり、過失を犯すものである。

何故ならば今や吾等は過去に於けるよりも其の政策をより現實化し積極化さねばならぬ必要に迫られて居る。而して其の必要は最近に於ける我國資本主義の示しつゝある傾向と勞働階級の勢力の增大を吾等が正確に觀察する事を得たからである。我國の勞働組合運動は少數の運動から轉じて大衆的運動に向ふべき一階段に到達したのである。改良的政策に對する從來の消極的態度は積極的に之を利用することに改められねばならぬ。例へばブルジョア議會に依つて勞働階級の根本的解放を期待する處毫もなきは勿論なれ共、普選實施後に於ける選擧權を有效に行使することによりて政治上の部分的利益を獲得すると共に無產階級の政治的覺醒を促し又國際勞働會議に付ても之が對策を愼重に考慮し以て我國勞働組合發展のために計るべきである。

我等は階級的利害の一致に依り分立せる勞働組合の合同は勿論、組織されざる勞働階級の結束を計り現實的利益を獲得して終局の目的に向つて進むべき勞働組合運動本來の面目を發揮しなければならぬ。

吾等は明徹なる批判力と階級意識に目醒めたる今日の戰鬪的勞働組合員は支配階級が勞働階級の革命的精神を鈍らす爲めに與へんとする改良的政策を利用するとも斷じて墮落せざることを信ずるものである。

吾等が無產階級解放運動は今後と雖も、隨時敵の伏勢と味方の勢力の變化に應じて其の戰術を

變更されねばならぬ。然し乍ら如何に現實の必要の爲めに政策上に變化が行はれやうとも、無產階級解放の根本的精神には毫も變りなきことを誓明する。

綱領

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の增進に知識の啓發を期す

二、我等は斷乎たる勇氣と有效なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に鬪爭せんことを期す

三、我等は勞働階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す

主張

一、八時間勞働及一週四十八時間制度の實施（但し鑛山勞働者の坑內勞働は坑口交代六時間一週三十六時間制とす）

二、同一勞働に對し賃銀の差別撤廢

三、最低賃銀の設定

四、臨時雇傭及日雇制度反對

五、夜業の廢止

六、治安警察法治安維持法撤廢

七、メーデー全國的休業

八、經濟的行動の全國的協力

(2) 全國勞働組合同盟

宣　言（昭和五年六月一日創立大會）

全國の勞働者諸君！

日本勞働組合同盟、勞働組合全國同盟、北海勞働總同盟、其他の諸組合は玆に『勞働者大同團結』の精神に則りて合同大會を開き、新たなる全國同盟たる『全國勞働組合同盟』を創立した。本大會は新同盟の門出に當り我等の勞働運動に對する態度と抱負を宣明して全大衆の協力と支持を要請するものである。

全世界を擧げて未曾有の行詰り狀態に逢着せしめたる資本主義は我が國に於ても我等無產階級の眼前に於いて狂暴を極めつゝある。全國で百萬を超え尙日增しに激增を示しつゝある未曾有の失業勞働者の生活を人間生活以下に押しつけんとする極度の賃銀値下げ、土地を奪はれて餓死に頻する貧農の激增、中小企業の沒落と小市民の急速なる零落、かくて無產階級の生活の脅威は底止する所を知らない。かゝる脅威に直面する全無產階級は如何なる方面に動きつゝあるか、運命と諦めんか只餓死を待つのみである。資本家の溫情にすがらんとするか、だが彼等資本家階級は既に自ら溫情主義の假面を捨て我等に猛襲し來つてゐる。今や我が無產階級の擇ぶべき前途は餓

死か鬪爭の一つあるのみ。かくて工場に鑛山に、農村に、街頭に全大衆の新たなる鬪爭の波は捲き起され、資本の全線的攻擊を反撥せんとしつゝある。

我等の全國勞働組合同盟はこの全大衆の間にみなぎる未曾有の不安動搖の中に嚴然として起ち、全大衆の心臟を心臟として徹底的に鬪ふためにその陣容を確立したのだ。飜つて我國無產運動の陣容を顧るに最近に至つて、勞働組合は着々增加する傾向にあり、無產政黨は一應その成立を見、かくて着々過渡的形態を脫し來たつた。だがその實勢力はその背後の巨大なる未組織大衆とその前面の資本の全線的攻勢に比すれば尙微弱たることを否むことが出來ない。思ふにこの據つて來るべき原因は多くあるべしと雖も、その主なる者は階級戰線の分裂の現狀及び勞働運動に對する確固たる信念の缺如である。由來無產政黨の合同は勞働組合戰線統一と共に今や切實の問題となりつゝあるが、而も現實に解決すべき主動力及び根本方針の缺如はかゝる緊急問題の解決を遷延し來たつた。

我等は政黨と組合の合同運動の發展は相互に關聯し、之を個別に取扱ふことは許されないが、而も現下の情勢に於ては、勞働組合戰線の統一强化こそは之が拍車たり、決定的條件たることを確信する。而して勞働組合戰線の分裂を排除する途は、過去の幾多の誤れる統一方針に替ふるに、適確なる客觀的諸情勢の組織に立脚せる產業別組合確立を主流とする統一方針を以てし、しかし

て勞働組合をして本來の職能を發揮せしめるにある。思ふに我國の勞働組合は幾多の理論的遊戯の對象とされてその實力の養成を缺き、或ひは餘りに多く勞資協調主義の犧牲とされて、階級的生長を阻止され來つた。かくてその間に確固たる階級的大衆勢力の結成は遲々として進まず、勞働組合の將來の發展性に對する見透しは稍々もすれば失はれんとする。之等は我國の勞働組合運動が尙過渡期の性質を脫却し得ざるによるとは云へ一面又勞働組合運動に對する確固たる信念の缺如に禍される所が多い。我同盟は玆に我國に於ける全勞働大衆自體の日常鬪爭の階級的同盟としての使命を自覺し新局面の展開に邁進するものである。

全國勞働者諸君！

今や我全國勞働組合同盟は生れた。既に益々つのり來りたる資本の暴壓を前にし、又大衆の戰鬪的進出を背景として階級的巨歩を踏み出した。我等の進軍は必然に全大衆を統一戰線に結成し更に强力なる一大大衆的鬪爭の主動力たることを約束する

全大衆よ！　腕を組んで資本の暴壓に抗爭せよ！

輝ける全國勞働組合同盟の旗の下に！

昭和五年六月一日

全國勞働組合同盟創立大會

綱領

一、我等は團結の威力を以つて勞働條件の向上を圖り進んで勞働階級の解放を期す

二、我等は强固なる組織と有效なる戰術を以て資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に鬪爭せんことを期す

三、我等は階級的立場に立ち、無產階級的政治勢力の擴大を期す

主張

一、資本家的產業合理化絕對反對

二、失業救濟施設の卽時實施

三、賃銀値下げ並に解雇絕對反對

四、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢

五、中間搾取制の撤廢

六、臨時雇傭制の撤廢

七、二重賃銀制の撤廢

八、同一勞働に對する同一賃銀

九、婦人並に幼年勞働者の寄宿舍制度の改廢

一〇、最低賃銀制の設定

一一、八時間勞働制及び一週四十八時間制の實施、但し鑛山勞働は坑口交替六時間制及び一週三十六時間制とす

一二、無產階級運動暴壓諸法令の撤廢

イ、治安維持法の撤廢

ロ、治安警察法の改廢

ハ、勞働爭議調停法の改廢

ニ、暴力行爲取締法の撤廢

ホ、行政執行法の改廢

ヘ、警察犯處罰令の改廢

ト、刑法其他勞働運動關係法規の改廢

チ、盜犯防止法の撤廢

リ、違警罪卽決令の撤廢

一三、團結權罷業權團體交涉權の獲得

一四、勞働立法の改正並に制定

イ、現工場法の改正　ロ、現行海員法其他海員關係法規の改正　ハ、現業鑛業法の改正

ニ、交通勞働者特別裁判法の制定　ホ、屋外勞働者災害補償法の制定　ヘ、商業使用人保護法規の制定　ト、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正　チ、現行健康保健法の改正　リ、失業保險法の制定　ヌ、養老保險法の制定　ル、癈疾保險法の制定　ヲ、婦人並に幼年勞働者保護法の制定　ワ、鑛夫勞役扶助規則の改正

一五、勞働者の政黨加入の自由並に選擧權行使の絕對自由獲得

一六、メーデーに全國的休業

一七、勞働組合戰線の統一

一八、無產階級政治戰線の統一

一九、植民地勞働者の差別待遇撤廢

二〇、帝國主義戰爭の危機にする鬪爭

二一、無產階級の國際的提携

(3) 日本勞働組合總聯合

行動大綱

一、勞働階級の現實的要求を基調とすること

我等は、勞働階級が當面せる切實なる要求には、それが部分的たると改良主義的たるとを問はず卒直にこれを實踐に移し、全無產階級的鬪爭にまで發展せしむるべきである、かくの如き部分的行動と行動の綜合により全面的行動に發展せしむることによつて、初めて組合運動の眞使命が行動を通じて勞働大衆に認識され、組合の組織力と統制力は强大化されるのである。

二、組合の組織形態は現實に卽せしむるべし

勞働組合の組織形態は、一律に中央集權又は自由聯合組織に固定化せしむべきではなく、諸種の客觀的條件を考慮し最も現實に適合せる組織を以て漸次有機的集中組織の完成に向つて進むべきである。

日本勞働組合總聯合は日本の地理的形狀、組合自らの實力、社會の客觀的狀勢等を綜合して左の如き組織形態によるべきである。

(イ)產業別並に同一資本系統の區別は組織又は鬪爭上の便宜的區別であつて、現段階に於ける

最も有力なる組織は產業又は職業別を橫斷せる地域的結合の强力なる集中組織である。

(ロ)强力なる集中組織は(現日本の諸條件並に組合の資力を考慮して)各府縣聯合會にては小に過ぎ全國的にては大にすぎ、故に日本を北海道、關東、關西、九州の四大別に分ち地域的聯合會を設け强力なる有機的組織を構成すべきである。

(ハ)全國的組織は聯合組織を採用し產業別並に同一資本系統は全國的協議會を設くべし。

三、全組合員を組合運動に參加せしむべし

我等は、組合の量的擴大とその發展に從つて、組合それ自身の組織を合理化し以て戰鬪力の强大化を期せねばならぬ。そのために

(イ)有機的集中組織を確立し、科學的なる集中化と分化(專門化)を遂げ、鐵の如き統制力を持たねばならぬ。

(ロ)組合民主々義的組織を確立し、組合員大衆と組合指導部の意志を相互に相反映せしめ以て運動の固定化を防ぎ、全陣營を躍動せしめねばならぬ。

かゝる組織の下に組合員を不斷に訓練する事によつて、我等の組合員は單に組合費を納入するだけの組合員でなく、その勞力と經濟力を擧げて全運動に捧げる眞實の組合員たらしめることが出來る。

四、統一戰線の基調は戰鬪力强大化にある

我國勞働組合統一戰線の樹立は幾度か企てられたるも、今なほ事實上不可能に近い形勢である。それにも拘らず我等は統一戰線の確立を期するものである。しかし乍ら統一戰線樹立の基調は鬪爭力の强大化でなければならぬ。故に我等はそれ自體の組織の擴充を計りつゝまた分裂主義を徹底的に克服しつゝ戰線の統一を計らむとするものである。

五、我等の教育方針

(イ)我等はブルジョア僞瞞教育の曝露と、正しき無產階級的教育の徹底を期す、その教育題目は凡そ左の如くである。

一、世界及日本の社會狀勢に關する教育
二、無產階級解放諸方策に關する教育
三、勞働組合運動に關する教育
四、總聯合指導精神に關する教育

(ロ)我等の教育は、その對象によつて凡そ左の三種に分類される。

一、組合鬪士に對する教育
二、一般組合に對する教育
三、未組織勞働者に對する教育

(ハ)更にその手段方法は凡そ左の如く區別し得る

一、講習會、講演會、研究會、茶話會、演說會等の集會による場合
二、新聞、パンフレット、リーフレット、ビラ等文書による場合
三、實踐的鬪爭へ動員することによる場合

六、誤まれる指導精神は批判克服すべし

我等は正しき、無產階級教育の普及徹底と相俟つて、誤まれる指導精神を徹底的に批判克服すべきである。

卽ち、我等は、未だ階級意識に目醒めざる勞働者の現實的要求にも卽して行動すべきである。しかし乍らそれは明白に支配階級の意圖に卽することにあらずしてそれを通じて無產階級意識への指導である。世に等しく現實主義と稱せるも支配階級に陷沒する現實主義の如き我等の克服せんとするところのものである。更にまた、永き搾取と奴隸的支配に惱みつゝもいまだ階級意識に目醒めざる勞働者の要求を無視し、現實を遊離したる觀念的革命主義の如き白日の下に曝露して粉碎克服せねばならぬ。

かくて彼等を克服指導して正道に導き、未だ階級意識に目醒めざる勞働大衆に階級意識を織り

込むことが出來る。

七、我等の政治闘爭

我國現下の狀勢の下に、勞働組合の政治闘爭への進出は必然にしてまた不可缺のことである。しかしながら我等の政治闘爭への進出は無產政黨支持を意味するものであつて共產黨系の如く勞働組合を無產政黨の下に隷屬化せしむることではない。

從つて黨と組合とのそれ〴〵の任務を明確にし（勞働組合は勞働階級の利害を代表する經濟闘爭の機關であり、無產政黨は全被壓迫民衆の政治闘爭の機關である）その組織任務、闘爭、戰略は明確に區別さるべきものである。我等はこの見解の下に無產政黨を批判し、これを支持しその任務を遂行せしめねばならぬ。

しかしながら勿論、黨と組合は無產階級の根本的解放のため相協力すべきは言ふまでもない。而して兩者の緊密なる關係を維持するためには、人事に於て緊密なる關係を維持することが、（組合事務に差支なき限り）最も容易にして當を得たる方策と信ぜらる。

政治部は黨との正式なる聯合機關として「無產政黨連絡委員會」を設けると共に勞働法制調査委員會を設けること。

八、本部及所屬組合社會部は左の事業に留意努力すべきである

一、職業紹介部の充實　二、勞働銀行の確立

三、消費組合運動促進　四、產兒制限運動の援助

五、無產家庭婦人の敎化

註——右行動大綱は昭和四年度大會に於て昭和五年度大會（昭和五年十月開催）迄の行動基準として發表せられたるものである

綱領

一、我等は勞働組合主義に基き勞働階級の解放を期す

一、我等は團結の偉力を以て公正なる分配の實現を期す

一、我等は相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す

(4) 日本勞働組合全國協議會

行動綱領（昭和三年十二月二十五日開催全國代表者會議に上程）

一、勞働者の言論、出版、集會、結社の自由獲得
二、勞働組合の組織並に活動の自由
三、勞働者のストライキの自由
四、治安維持法、爭議調停法、暴力行爲取締法其他一切の勞働運動抑壓法令の撤廢
五、御用組合階級調査組合並に勞働官僚の徹底的排擊
六、勞働者の政黨加入の自由
七、男女十八歳以上の選擧權並に其行使の絶對自由
八、七時間勞働制鑛山勞働並危險作業及男女十八歳未滿の勞働者の五時間勞働の卽時實施
九、最低三圓賃銀の卽時實施並休日給全額支給
一〇、團體協約權の獲得
一一、國庫全額負擔による失業保險法の獲得並に老廢勞働者の死亡せる遺族の國庫負擔による

保險法の獲得
一二、健康保險法の徹底的改正保險料の國庫全額負擔
一三、工場設置の改善
一四、工場法、鑛業法、海員法の改正並に交通運輸、鑛山、水産、森林、鹽田、土木、建築勞働者及自由勞働者特別保護法の獲得
一五、官僚的就業規則撤廢
一六、封建的雇傭契約臨時雇傭制度撤廢
一七、婦人青少年勞働者保護法制定卽時實施
一九、自由的工場委員會、工場代表者會議組織のための鬪爭
二〇、勞働者負擔の一切の租稅撤廢
二一、公費に依る勞働者住宅の設置並に其勞働者による管理權の獲得
二二、解放運動犧牲者の救援のための鬪爭
二三、全國勞働組合戰線統一
二四、全國産業別勞働組合組織の確立
二五、朝鮮臺灣勞働者の勞働組合運動の自由並に內地勞働者と同一待遇の獲得

二六、汎太平洋勞働組合會議支持
二七、國際勞働會議アジア勞働會議反對
二八、對支絶對非干渉
二九、サヴエットロシアの防衛
三〇、帝國主義戰爭反對

五　本邦主要無産政黨綱領、政策

(1)　社會民衆黨

綱領

一、我等は勤勞階級本位の政治經濟制度を建設する事を以て健全なる國民生活を樹立する所以と確信し之が實現を期す
一、吾等は資本主義の生産並に分配方法に健全なる國民生活を阻害するものありと認め合法的手段に依て之が改革を期す
一、吾等は特權階級を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排す

政策

一、普選の徹底
イ、選擧年齢を滿廿歳に低下せよ
ロ、婦人に參政權を與へよ
ハ、比例代表法を採用せよ

ニ、選擧費用を國家負擔とせよ
ホ、居住制限を撤廢せよ
ヘ、保證金制を撤廢せよ
ト、投票時間を公休とせよ
チ、徹底せる不在投票權を確認せよ

二、言論、集會、結社の自由を抑壓する諸法令の改廢

イ、治安維持法を廢止せよ
ロ、治安警察法を改廢せよ
ハ、行政執行法を廢止せよ
ニ、新聞紙法、出版法を改正せよ

三、議院制度の改革

イ、貴族院の豫算修正權を廢止せよ
ロ、議會の會期を延長せよ

四、民衆外交の確立

イ、被壓迫民族を解放せよ

ロ、資本主義侵略政策を打破せよ
ハ、對支反動政策を打破せよ
ニ、世界的移民の自由を確立せよ

五、軍制の改革

イ、軍備を縮少せよ
ロ、兵卒給與を增額せよ
ハ、在營兵の家族に扶助料を與へよ

六、行政組織の改革

イ、中央集權的警察政治を打破せよ
ロ、地方自治制を徹底的に確立せよ

七、財政及び稅制の改革

(A)支　出

イ、勤勞階級の爲の支出を增大せよ
ロ、資本家擁護の補助金奬勵金を廢止せよ
ハ、軍事費を極減せよ

ニ、大藏省預金部資金を勤勞階級の爲め運用せよ

(B)稅　收　入

一、國　稅

イ、財產稅を設定せよ

ロ、土地增價稅を設定せよ

ハ、資本利子稅と相續稅とを高率累進的に賦課せよ

ニ、不勞利得稅を設定せよ

ホ、砂糖消費稅を廢止せよ

ヘ、生活必需品の關稅を廢止せよ

二、地　方　稅

イ、特別地稅を廢止せよ

ロ、府縣營業稅(湯屋、理髮業稅等)を廢止せよ

ハ、雜種稅(自轉車稅、荷車稅、牛馬車稅等)を廢止せよ

ニ、家屋稅免稅點を設定せよ

ホ、財產所得稅附加率を增大せよ

ヘ、戶數割を廢止せよ

八、重要產業及び金融の社會化

イ、交通機關、電氣、瓦斯、水道等を公營とせよ

ロ、中央卸賣市場を公營とせよ

ハ、中央銀行を國營とせよ

ニ、公營庶民銀行を新設せよ

九、土地制度の改革

イ、都市住宅地を公有とせよ

ロ、官公有地の拂下を禁止せよ

十、勞働立法の完成

イ、八時間勞働制を實施せよ

ロ、團結權罷業權を確立せよ

ハ、最低賃銀法を制定せよ

ニ、健康保險法、工場法、鑛山法、船員法、船舶職員法を改正せよ

ホ、土木、建築、漁業、交通その他屋外勞働者保護法を制定せよ

ヘ、國際勞働條約を實施せよ

十一、農民政策の確立

イ、完全なる小作法を制定せよ
ロ、耕作權（耕地不當明渡しの禁止、立毛差押の禁止）を確立せよ
ハ、最高小作料を決定せよ
ニ、爭議權を確立せよ
ホ、團結權を確保せよ
ヘ、耕作者階級の金融を充實せよ
ト、産業組合、農會、農業倉庫を耕作者本位とせよ
チ、農業保險制を設定せよ
リ、肥料農具を國營とせよ
ヌ、農村電化を促進せよ

十二、俸給生活者保護法の制定

イ、八時間勤務制を確立せよ
ロ、退職手當を公定せよ

ハ、公休制を確立せよ

十三、教育の根本的改革

イ、義務教育費を全額公費制とせよ
ロ、農民學校、勞働學校を公費制とせよ
ハ、夜間中等學校を普及し公費制とせよ
ニ、小學校教員の俸給を增額せよ
ホ、國定教科書編纂委員會議に民衆代表を參加せしめよ

十四、社會施設の徹底

イ、疾病、養老、災害に關する社會保險法を制定せよ
ロ、小住宅地域の衞生保險施設を完成せよ
ハ、託兒所を公營普及せよ
ニ、醫藥救療事業を公營せよ
ホ、醫藥分業制を確立せよ

十五、失業對策の徹底

イ、失業救濟のため土木、建築、植林開墾事業を起工公營せよ

ロ、失業保險制を設定せよ
ハ、勞働者並に下級俸給生活者管理の職業紹介所を新設普及せよ

十六、裁判制度の改革

イ、寃罪者に對する國家賠償を認めよ
ロ、陪審員選擧の納稅資格を撤廢せよ
ハ、死刑を廢止せよ
ニ、秘密審理の豫審制を廢止せよ
ホ、無產者に對する訴訟救助制を確立せよ

十七、女子に對する經濟的法律的差別の徹廢

イ、男女同一勞働に對し同一賃銀を支拂へ
ロ、子持寡婦の扶助法を制定せよ
ハ、人身賣買に依る娼婦制を廢止せよ
ニ、女工の夜業制寄宿制を廢止せよ
ホ、親族法相續法を徹底的に改正せよ
ヘ、妻に相續權を與へよ

十八、居住權の確立

イ、家賃制限法を設定せよ
ロ、勤勞者住宅を公營增設せよ
ハ、敷金を禁止せよ
ニ、借家人組合法を制定せよ

(2) 全國大衆黨

綱領

一、我黨は勞働者農民無產市民其他一切の被壓迫大衆の利益を代表す

一、我黨は有產階級の壟斷せる政治的、經濟的、社會的、文化的、諸制度を改革し無產階級の解放を期す

一、我黨は無產大衆の合法的組織力を以つて之が目的達成の爲めに闘ふ

主要政策

一、十八歲以上の男女に對する選擧權、被選擧權賦與

一、勞働者農民の世界的入國居住の自由確立

一、知事、市町村長の一般投票による公選

一、惟幄上奏權の廢止

一、軍部大臣の文官制

一、寃罪及び不當檢擧者に對する國家賠償制度の確立

一、生活必需品の消費稅並に關稅の廢止

一、府縣營業稅、家屋稅、戶數割の廢止

一、一切の敎育費國庫支辨

一、勞働學校、農民學校の公營

一、八時間勞働制の確立

一、肥料、農具、種子の國營

一、災害保險制の確立

一、勞働組合法、小作法の制定

一、小農に對する特別金融機關の設定

其他五十三項

(3) 勞農黨

綱領

一、わが黨は勞働者農民無產市民その他一切の被壓迫民衆の日常利益の擁護と伸張のために闘ふ
一、わが黨は勞働組合農民組合の擴大强化を重要なる任務とす
一、わが黨は無產階級戰線の統一を期す
一、わが黨は全被壓迫民衆の政治的自由獲得のために闘ふ

中心スローガン

一、解雇賃銀値下げ絕對反對！
一、失業者に食と仕事を與へよ！
一、土地を農民！
一、稅金は資本家地主が負擔せよ！
一、勞働者農民の政治的自由獲得！
一、帝國主義戰爭絕對反對！

政策

一、言論、出版、集會、結社の自由
二、選擧法の徹底的改正による十八歲以上の男女の選擧、被選擧權、大選擧區制選擧の完全なる自由獲得
三、地方自治體の完全なる自主化、府縣知事、市町村長其他一切の自治體公職の直接選擧
四、治安維持法、治安警察法、暴力行爲取締法その他一切の無產階級抑壓諸法令の廢止
五、裁判によらざる一切の處罰逮補、監禁、家宅侵入の處罰、寃罪並に不當拘留に對する國家の賠償
六、職權濫用、不當拘束、暴行、凌辱、收賄官吏の處罰
七、裁判の絕對公開、一般投票による陪審員の公選およびその權限の擴張
八、刑務所及警察署に於ける待遇改善、讀書、面接、運動の自由、豫審終結後の卽時保釋と保證金の廢止
九、政治警察並に機密費の廢止
一〇、財產稅、不在地主稅、奢侈稅の創設、所得稅、相續稅、地租、營業收益稅の免稅高引上、以上の諸稅の高率累進賦課
一一、戶數割、車馬稅その他一切の無產階級負擔惡稅の廢止

一二、生活必需品の消費税及關税の撤廢國營及び獨占事業料金の引下げ
一三、團結權、罷業權、團體協約權の獲得
一四、完全なる八時間勞働制及び坑内その他危險作業に於ける六時間勞働制の即時實施
一五、資本家負擔による週休制の獲得
一六、最低賃銀最低俸給制獲得
一七、資本家負擔による失業手當制度の獲得
一八、失業手當法の制定
一九、勞働爭議調停法の廢止
二〇、傷病老廢勞働者、農民、下給俸給者並に遺族の生活國庫保證
二一、工場法、海商法、海員法、健康保險法の徹底的改正交通事故特別裁判法の制定
二二、交通運輸、電氣、鑛山、水産、森林、鹽田、土木、建築勞働者その他自由勞働者の傷害疾病に對する特別補償法の制定
二三、自作農創定法の廢止、小作調停法の徹底的改正
二四、耕作權の確立、立毛繭及びその他農産物の差押、立入禁止絶對反對
二五、米、麥その他農産物の强制檢査の廢止

二六、肥料、農具、種子の國營並に無料貸與、凶作、違蠶及土地取上の場合に於ける農民の生活國庫保證
二七、官公有並に共有の林野、河川、湖沼及一切の荒地不用地の農民による自由使用確認
二八、農會及産業組合、漁業組合の廢止、耕地整理法、森林法の徹底的改廢
二九、全兵科に於ける一年現役制の實施、除隊後の職業保證
三〇、兵卒の待遇改善、兵卒の人格權確證
三一、一切の軍務に依る家庭窮乏の國家に依る生活保證
三二、青少年婦人勞働者特別待遇制の獲得、青少年婦人の徒弟制度の廢止
三三、義務教育教育機關の增設完備その年限延長その費用および兒童のすべての給與の國庫負擔
三四、學生生徒の研究の自由および校内に於ける自治權の確立
三五、官制男女青年團、在鄕軍人會、青年訓練所の廢止、補習學校の自主化
三六、女子の法律上、經濟上、社會上の差別撤廢
三七、前借その他に依る女子及少年の人身賣買の禁止
三八、國庫負擔による無料宿泊所、無料診療所の全國的設置並にその管理權の獲得
三九、借家法並に借地借家調停法の徹底的改正及び其全國的實施

四〇、居住權の確立、家賃制限法の制定、無產者住宅の公營、增設及その管理權の獲得
四一、民族的、封建的賤視觀念の差別撤廢糺彈權の獲得、恩惠的施設反對
四二、植民地民族の解放
四三、秘密外交の廢止
四四、對支干涉絕對反對
四五、帝國主義戰爭反對

六　無產政黨と勞働組合との關係一覽

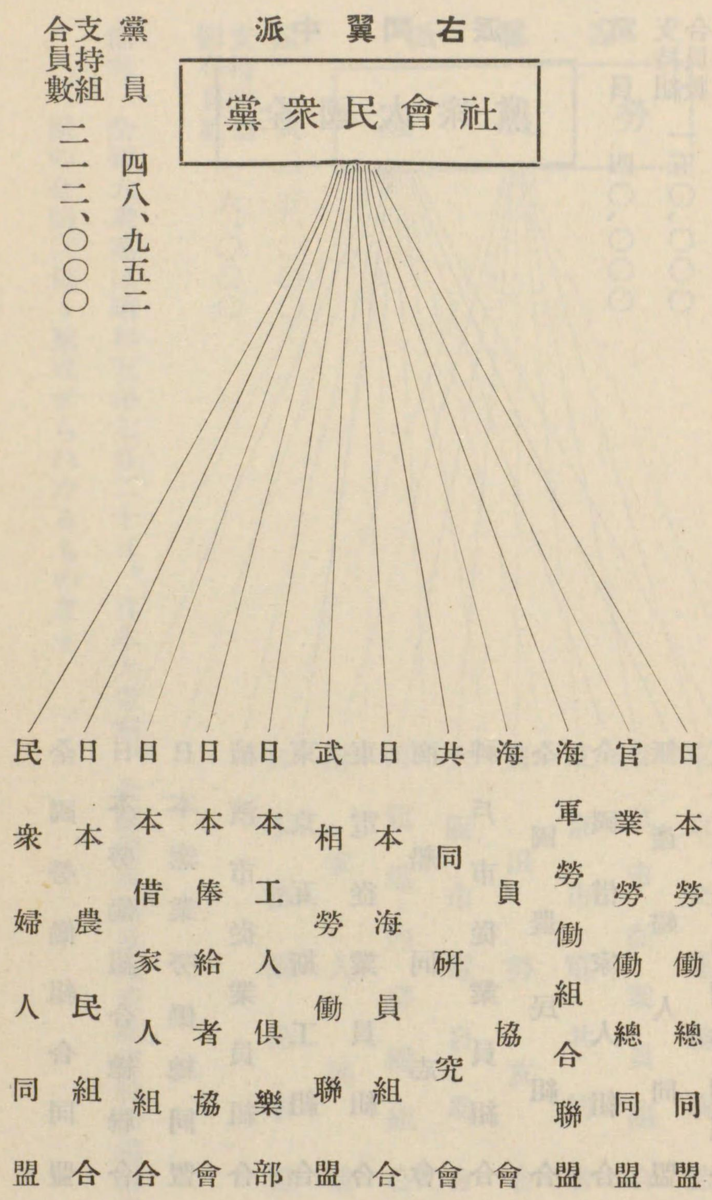

中間派

全國大衆黨

黨員　四〇、〇〇〇
支持組合員數　一五〇、〇〇〇

- 全國勞働組合同盟
- 日本勞働組合總聯合
- 日本窯業勞働總同盟
- 横濱市從業員組合
- 東京瓦斯工組合
- 東電從業員組合
- 商船同志會
- 神戸市從業員組合
- 全國農民組合
- 全國借家人組合
- 無產婦人同盟
- 東京出版印刷勞働組合

左翼派

勞農黨

黨員　一五、〇〇〇
支持勞働組合員數　六、〇〇〇

- 日本勞働組合全國協議會
- 東京交通總聯盟
- 東京市從業員組合
- 東京市電共同會
- 蒲田勞友會
- 大阪市電自助會
- 函館港内勞働組合
- 借家人同盟
- 日本藝術家聯盟

備考　全國大衆黨は昭和五年七月二十日、日本大衆黨、全國民衆黨及無產政黨統一協議會三派の合同に依り結成せられたるものなり